

市県民税申告書の提出時に必要な本人確認書類等一覧

市県民税申告書を提出する際は、番号法第16条の規定に基づき、次のとおり本人確認と個人番号

の確認をさせていただく必要があります。

また、本人に代わって代理人が提出する場合は、代理権の確認、代理人の本人確認及び申告者本人の個人番号の確認に加えて、代理人の本人確認と代理権の確認が必要となります。

1 本人が申告書を提出する場合

本人確認	個人番号の確認
<p>次のうち、顔写真があるものは1点、ないものは2点提示してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マイナンバーカード(個人番号カード) ○ 運転免許証又は運転経歴証明書 ○ 旅券(パスポート) ○ 身体障害者手帳 ○ 精神障害者保健福祉手帳 ○ 療育手帳 ○ 在留カード又は特別永住者証明書 ○ 学生証 ○ 社員証 ○ 資格証明書(税理士証票等) ○ 戦傷病者手帳 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>次のうちいずれか1点を提示してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マイナンバーカード(個人番号カード) ○ 通知カード ○ 個人番号通知書 ○ 個人番号が記載された住民票の写しや住民票記載事項証明書

2 代理人が申告書を提出する場合

代理権の確認	本人確認(代理人)	個人番号の確認(申告者)
<p>それぞれのケースに応じた書類等を提示または提出してください。</p> <p>[法定代理人の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 戸籍謄本その他その資格を証明する書類 <p>[任意代理人の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 委任状 <p>[税理士の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 税務代理権限証書 	<p>それぞれのケースに応じた書類等を提示してください。</p> <p>[個人の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記「1 本人が申告書を提出する場合」と同じ書類等 <p>[法人の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 官公署発行書類(登記事項証明書、印鑑登録証明書、税や社会保険の領収書等) ○ 法人と来庁者の関係性が確認できる書類(社員証等) <p>※ 上記2点ご用意ください。</p>	<p>上記「1 本人が申告書を提出する場合」と同じ書類等(写しても可)</p>

3 注意事項

- (1) 本人確認書類については、提示時において有効なもの、又は発行若しくは発給された日から6か月以内のものに限ります。
- (2) 配偶者控除、扶養控除、事業専従者控除などの適用を受ける場合は、控除対象者のマイナンバーが確認できるものも必要となります。
- (3) 郵送で提出する場合は、書類等の写しを同封してください(返却はできません)。ただし、委任状は必ず原本を同封してください。
- (4) 面談をせずに申告書の提出のみをする方は、申告書提出箱への投函の際に、申告者の本人確認書類の写しの添付が必要となります。